

議案第24号

工事請負契約（国道178号（東浜居組道路）高架橋上部 工事（2工区）（補助改良））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工 事 名 国道178号（東浜居組道路）高架橋上部工事（2工区）（補助改良）
- 2 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字陸上
- 3 契約の相手方 広島県広島市東区上大須賀町1番9号
三井住友建設株式会社広島支店
役員待遇支店長 三 浦 哲 男
- 4 契約金額 697,200,000円
- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 6 工事完成期限 平成19年9月30日
- 7 契約締結の方法 指名競争入札